

青森県報

第四千五百三十三号

平成三十年
十一月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年・男女共同参画課 ……) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉政策課 ……) …… 二
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (同 ……) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同 ……) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同 ……) …… 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し…………… (保健衛生課 ……) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課 ……) …… 三
- 青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程…………… (農村整備課 ……) …… 三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (河川砂防課 ……) …… 四
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (同 ……) …… 四
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (同 ……) …… 四
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (同 ……) …… 四

公 告

- 地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課 ……) …… 五
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表…………… (水産振興課 ……) …… 五
- 県有地の売却に係る一般競争入札…………… (港湾空港課 ……) …… 七
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地域 (県民局) ……) …… 八
- 道路の位置の指定…………… (下北地域 (県民局) ……) …… 八

告 示

青森県告示第七百八十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二三七二	書籍	昭和お宝ハブニングOh! モーレツ! 懐かしお色SPECIAL ISBN九七八一四一八六六九〇一〇三四一六	マイウエイ出版株式会社	第十二条第一項第一号
二三七三		封印映像 シヤル 巨乳爆乳ふるるんすべ 雑誌六三八一―一六七	株式会社コスミック出版	
二三七四		封印熟女大流出! ? お宝大発掘P r e m i u m ! ISBN九七八一四一八六六九〇一〇二一四	マイウエイ出版株式会社	
		BOY, S ピアス 禁断 雑誌一八〇六七―一十一月号	ジュネット株式会社	

一三七五	美女満喫！おとこの修学旅行完全版 ISBN九七八一四一八一四九一 一八五六一〇	ゴマブックス 株式会社
------	---	----------------

青森県告示第七百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
弘前城東医院	弘前市大字高田一丁目一〇の七	平成 三〇・九・一
デンタルオフィスよしだ	弘前市大字早稲田三丁目六の九	三〇・九・三〇
ファイン調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一一九の八	三〇・〇・八
川上クリニック	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一	三〇・九・三〇
有限会社愛宕薬局	上北郡野辺地町字野辺地一四八の一	三〇・一〇・五

青森県告示第七百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
	青森県知事 三 村 申 吾	

デンタルオフィスよしだ	弘前市大字早稲田三丁目六の九	平成 三〇・〇・一
ファイン調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一一九の二	三〇・一〇・九

青森県告示第七百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
ファイン調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町一一九の八	平成 三〇・一〇・八

青森県告示第七百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ファイイン調剤薬局松森町店	所 在 地	弘前市大字松森町一一九の八	指 定 日	平成 三〇・〇・九
-----	---------------	-------	---------------	-------	--------------

青森県告示第七百九十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 科 名	指 定 日
難病指定	林 慶 充	十和田市立中央病院 十和田市西十二番町一四の八	整形外科	平成 三〇・二・二四

青森県告示第七百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
-----	-------	-----------

津軽保健生活協同組合健生五所川原診療所	五所川原市字一ツ谷五〇八の七	平成 三〇・三・三
---------------------	----------------	--------------

青森県告示第七百九十四号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号中「以内」の下に「。ただし、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成三十年三月三十日付け二九農振第二六八九号農林水産事務次官依命通知）に定める実施計画等策定事業に係るものにあつては、事業費の百分の八十二・五以内とする。」を加え、同表の第三号中「定める」の下に「農村整備において実施する事業のうち」を加え、同表の第五号中「1 農業農村整備実施計画策定事業」を「1 実施計画策定事業」に、「定める農業農村整備実施計画策定事業」を「定める農地整備において実施する事業のうち実施計画策定事業（実施計画策定に限る。）」に、「農業農村整備実施計画策定事業」を「実施計画策定事業」に改める。
別表第二の第三号中「農業農村整備実施計画策定（調査計画）費明細書」を「実施計画策定（調査計画）費明細書」に改める。
第一号様式の別紙の注の6及び第十二号様式の注の6中「~~農地改良事業~~」を「~~農地改良事業~~」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成三十年度分の補助金から適用する。

青森県告示第七百九十五号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下前土砂災害警戒区域

- 一 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

青森県告示第七百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下前土砂災害警戒区域

- 一 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

青森県告示第七百九十七号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長後土砂災害警戒区域

- 1 解除する区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

二 磯谷土砂災害警戒区域

- 1 解除する区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

青森県告示第七百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長後土砂災害警戒区域

1 指定の区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

二 磯谷土砂災害警戒区域

1 指定の区域

下北郡佐井村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

公 告

地籍調査の成果の認証

青森市及び平川市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	鶴ヶ坂	山本、鶴ヶ坂山の一部、早稲田の一部

平川市

南田中
高木
李平

北原
原富
上安原、下安原、東和田、南豊田、東豊田、西豊田

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成三十年十月一日公表)の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について(第四管理期間)第二及び第三を次のように改める。

第2 くらまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くらまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量(以下「知事管理量」という。)と留保量は次表のとおりである。

くらまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	211.5トン	うち3.4トン を留保する
くらまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	402.0トン	うち6.9トン を留保する

*1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別々に定める「くらまぐろ」について第5のくらまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別々に定める「くらまぐろ」について(第4管理期間)(以下「県計画別添」という。)の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

*2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くらまぐろの知事管理量について、小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量に関する事項

定置漁業について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
大間越漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
深浦漁業協同組合	1.3 トン	8.6 トン
風合瀬漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
新深浦町漁業協同組合	1.4 トン	6.7 トン
赤石水産漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
鱸ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
車力漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
十三漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
下前漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
小泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三厩漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
外ヶ浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
佐井村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
奥戸漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
蛇浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
易園間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*

下風呂漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大畑町漁業協同組合	0.2 トン*	0.6 トン
関根浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
石持漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
野牛漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
岩屋漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
尻屋漁業協同組合	3.8 トン	9.1 トン
尻労漁業協同組合	6.9 トン	21.8 トン
猿ヶ森漁業協同組合	0.2 トン*	0.5 トン
小田野沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
白糠漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.4 トン
六ヶ所村海水漁業協同組合	0.8 トン	1.1 トン
六ヶ所村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三沢市漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
百石町漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
市川漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸みなと漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸鮫浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸市南浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
階上漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
(合計)	20.8 トン	51.8 トン
(うち留保採扱い)	6.6 トン*	3.0 トン*

承認漁業等について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
深浦漁業協同組合	3.3 トン	20.8 トン
風合瀬漁業協同組合	16.8 トン	21.7 トン
新深浦町漁業協同組合	34.1 トン	64.3 トン
鱸ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	3.8 トン
車力漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
十三漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
下前漁業協同組合	6.9 トン	8.8 トン
小泊漁業協同組合	15.5 トン	28.2 トン
三厩漁業協同組合	64.2 トン	3.5 トン
竜飛今別漁業協同組合	14.7 トン	1.9 トン
外ヶ浜漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
平内町漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
佐井村漁業協同組合	0.5 トン	0.1 トン*

奥戸漁業協同組合	15.0 トン	0.1 トン*
大間漁業協同組合	196.9 トン	4.4 トン
蛇浦漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
易国間漁業協同組合	0.4 トン	0.1 トン*
下風呂漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
大畑町漁業協同組合	12.6 トン	1.9 トン
関根浜漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
野牛漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
岩屋漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
白糠漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
泊漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
三沢市漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
晴上漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
(合計)	381.1 トン	159.6 トン
(うち留保持扱い)	0.2 トン*	0.3 トン*

ただし、大型魚0.2トン、小型魚0.1トンの配分は県の留保持であり、これを受けた漁業協同組合は、積極的な操業を自粛するとともに、混獲した死亡個体以外を水揚げしてはならない。

これらの知事管理量は、別に定める認定協定の措置により厳格に管理する。また、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量の移譲について協議が調った場合には、知事はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量は、当該移譲を反映した数量とする。ただし、大型魚から小型魚への移譲は認められない。また、小型魚から大型魚への移譲にあたって、漁業協同組合は、事前に県と協議しなければならない。

なお、本県は、本県の小型魚・大型魚別及び採捕の種類別の採捕の数量が各割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は定めた小型魚・大型魚ごと及び採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令を发出する。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在	地 目	地積(平方メートル)
八戸市城下二丁目一八の一四	雑種地	六二・四四

- 二 予定価格
百九十八万五千五百九十二円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

- 2 入札日時

平成三十年十二月十二日 午前九時から

平成三十年十二月十九日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十年十二月二十六日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成三十年十二月十一日午後三時から、八戸市城下二丁目一八の一四において現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 乗田保温工業

二 氏名 乗田正勝

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字浅井一一二の二八

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一七七〇三号

五 取消年月日 平成三十年十一月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年九月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二十八日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市金谷二丁目二七三の 一	三六・七四メートル	六・〇一メートル	平成 三〇・二・二九

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------